

東京都食品衛生自主管理認証制度の 方向性について(案)

認証期間の終了時期等について（案）

都認証制度の方向性について（改正法本施行後）

自主的衛生管理推進における都認証制度の役割は、HACCPに沿った衛生管理が義務化される改正食品衛生法の本施行（令和3年6月1日）に伴い終了となる。

新規認証・更新の終了時期について

新規認証・更新については、いずれも改正法の本施行となる令和3年5月31日をもって終了

認証期間の終了時期等について

都認証施設等への影響を考慮し検討

- （都認証施設及び指定審査事業者へのヒアリング等における主な意見）
- ・ HACCP制度化後（改正法の本施行以降）も当面の間、認証を活用したい
 - ・ 方向性について、早期にスケジュール等を示してほしい など



《認証期間の終了時期の考え方（詳細は「都認証制度の今後のスケジュール（案）」を参照）》

- ・ 令和2年3月に周知した時点の認証期間は最後まで有効とする。（最長、2回目以降の更新（5年間）の場合で、令和6年度まで）
- ・ 都認証施設によって、認証期間の終了時期に大きな差が生じないように配慮する。

認証期間の終了時期を一律（令和6年度まで）とする

都認証制度の方向性について、令和2年3月に周知予定

都認証施設に対するHACCP制度化対応のための支援(案)

都認証制度と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(旧基準B)」との整合について

- 都認証制度において認証要件としている事項は、必ずしも「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」で求められる事項と同一のものではなく、HACCP制度化対応のためには、都認証施設においても不足する内容を追加で対応する必要がある

HACCP制度化対応支援

- 認証要件について、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」と整合するように変更を行う
- 指定審査事業者及び都認証施設向けに説明会を開催

《認証要件の変更》

	方向性	(参考) 現行の認証要件(要綱※抜粋)
認証基準に基づくマニュアルの作成について	既定のままとする。 (別表第3の認証基準の変更も行わない)	(要綱 第5 衛生管理のマニュアル化) 認証の申請をする食品関係事業者等は、認証を受けようとする施設が該当する区分に応じて、別表第3認証基準の第1共通基準及び第2特定基準に基づき、衛生管理の方法、記録の方法及び実施頻度等を、自ら定めなければならない。
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」への対応について	現行の認証基準に基づくマニュアルの作成に加えて、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行うための手引書に則った衛生管理計画の作成及び記録の実施を求める。	(要綱 第6 認証の申請) 認証の申請をする食品関係事業者等は、申請書に、衛生管理マニュアル及びその副本並びに営業許可書の写し又は給食開始届の写しを添えて、指定審査事業者に提出しなければならない。

※要綱:「東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱」

- 衛生管理計画の作成にあたっては、既存のマニュアルを衛生管理計画として活用することも可能であるが、手引書の衛生管理計画に記載されている項目で既存のマニュアルに不足しているものがあれば、追加が必要
(不足する項目については、都でチェックリストの作成等を検討)
- 新たな認証要件の対応について、既存の都認証施設に対しては、令和3年5月31日までの猶予期間を設ける。

都認証制度の今後のスケジュール(案)

	R 1 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
HACCP制度化		◎R2.6.1施行	◎R3.6.1本施行				
		← 経過措置期間(1年間) →					
都認証の動き		○R2.3 制度方向性及び認証要件変更の周知 (指定審査事業者及び認証施設に対する説明会を開催予定)					
		○R2.6.1 要綱改正の施行(認証要件の変更) (既存の認証施設に対しては、R3.5.31までの猶予期間を設ける)					
			○R3.5.31 新規・更新終了				
(認証書・認証マークの効力期間。履行状況の確 認や都HPでの施設紹介等を継続)	次回、2回目以降の更新(5年間)を迎える施設の例						
	施設A	→ ●				既定の認証期間が有効(最長令和6年度まで)	
	施設B	→ ●				一律、最長令和6年度まで	
	施設C	→ ●				認証期間満了日前の前倒しの更新を行った場合※	



認証期間



更新による認証期間の開始日

※前倒し更新の具体的な方法については、今後、検討